令 和 ８ 年 ４ 月 ２ １ 日
国立健康危機管理研究機構

職員の懲戒処分について

国立健康危機管理研究機構において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、国立健康危機管理研究機構職員就業規則第１２３条第５号、第７号、第８号、第１１号及び第１８号の規定に基づく懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

事　　項	内　　容
処分量定等	職名：医長（５０代）　量定：停職１月
事案の概要	定められた勤務時間を守らず、かつ、年次休暇の申請を怠っていたもの。また、医長という立場であるにもかかわらず、診療科を管理者不在の状況に置いたもの。
処分年月日	令和８年４月２１日

連絡先
国立健康危機管理研究機構
担当：人事課長　嶋原
人事管理専門職　杉山
電話：(代表)03－3202-7181